

総額約1億3,000万円分の『あきる野市子育て家庭応援商品券』を発行 商品券取扱店募集 ご登録をお願いいたします

あきる野市では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、18歳以下の子どもがいる子育て家庭に対して、市内事業所で利用可能な商品券を配布いたします。そこで、商品券の取扱店を募集いたします。

取り扱いご希望の事業所は、裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、令和2年9月7日（月）までにあきる野商工会へFAXまたは窓口（本所又は支所）でお申込みください。



- 概要**
- ・名称 「あきる野市子育て家庭応援商品券」
 - ・券の種別 10,000円分を1冊（額面1,000円の商品券10枚綴り）として発行。
 - ・券の内訳 A券4枚（全ての取扱店で利用可能）
B券6枚（*大型店での利用は不可）
 - ・配布世帯 令和2年7月28日現在、市内居住者であり、かつ、平成14年4月2日以降に生まれた子どもがいる世帯。対象となる子ども1人につき、1冊を配布します。（対象者には11月中旬に市から送付します。）
- *大型店とは、あきる野市に本店登記（機能）がなく、一般の店舗と比べて規模が大きな量販店等となります。

- 登録資格** あきる野市にある事業所とします。
*登録料及び換金手数料は無料。（換金は市指定の金融機関になります。）
*10月に取扱店の説明会を開催し、取扱方法や換金方法等の詳細を説明いたします。

使用期間 令和2年11月16日（月）～令和3年2月28日（日）

- ご注意** この商品券は、ビール券、お米券、図書カード、他の商品券、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものや、国・地方公共団体への支払い（公共料金、社会保険料、介護報酬等を含む）、市指定のごみ袋、たばこの購入、また、公序良俗に反するものには使用できません。

- その他** この商品券は、一般向けに販売するものではなく、あきる野市が「子育て家庭向け」に配布する商品券になります。

登録方法は裏面をご覧ください。

申込期限は令和2年9月7日（月）までとなります。

令和2年9月7日（月）締切

◎申込み・問合せ先

取扱店の募集について

あきる野商工会

本所 住所 あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3階

電話 042-559-4511 FAX 042-559-3282

支所 住所 あきる野市五日市411 五日市出張所2階

電話 042-596-2511

※あきる野商工会会員以外の方（あきる野市内の事業所）

⇒申込時に市内の事業所であることが確認できる資料をご提示 例：謄本、申告書、チラシ等

その他本事業について

あきる野市役所 子ども政策課子ども政策係 電話 042-518-7854

あきる野市子育て家庭応援商品券取扱店登録申込書

（切り取らずに本書のままFAX042-559-3282またはご持参ください）

令和2年 月 日

登録する店舗情報 *店舗ごとに登録が必要です

★印の記載内容を原文のままチラシ等に掲載いたします。間違えないよう、確実にわかる字体でお願いします。

★ 取扱店名			ご担当者	
★ 取扱店住所	郵便番号 19__-____ あきる野市 _____			
★ 取扱店電話		取扱店FAX		
★ 主な取扱品目 （業種）	*お米券・商品券・切手等換金性の高いもの、行政への支払、たばこなどは取扱いできません			
★ 商品券に関連した独自サービス （任意）	*子育て家庭への独自のサービスのご協力をお願いいたします（任意） 例) 商品券ご利用時に 当店ポイント〇倍、るのかーどポイント〇倍、1枚ご利用につき〇〇円引き、ご利用枚数分〇〇%OFF、当店独自の粗品進呈、1枚ご利用につきドリンク1杯サービスなど			

*あきる野商工会から連絡や書類を受け取る際に、上記とは異なる住所等の場合は下記にご記入ください。

送付住所	郵便番号 ____-____		
送付宛名		電話	

（折込）